

第 28 号議案

令和元年度 豊後大野市病院事業特別会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和元年度豊後大野市病院事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（1）病院

患者数	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）		
入院患者数（一般病床）	51,734人	△ 1,849人	49,885人	1日平均	136人
入院患者数（療養型病床医療）	11,498人	△ 1,324人	10,174人	1日平均	27人
外来患者数	81,897人	△ 2,937人	78,960人	1日平均	329人

（2）すこやか訪問看護ステーション

利用者数	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）		
	4,000人	92人	4,092人	1月平均	341人

（3）建設改良等の事業概要

器械備品	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）		
	220,570千円	△ 61,869千円	158,701千円		

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）	
第1款 病院事業収益	3,654,841千円	△ 150,925千円	3,503,916千円	
第1項 医業収益	3,128,716千円	△ 167,023千円	2,961,693千円	
第2項 医業外収益	489,044千円	1,424千円	490,468千円	
第3項 特別利益	1千円	11,443千円	11,444千円	
第4項 すこやか訪問看護ステーション収益	37,080千円	3,231千円	40,311千円	

支 出

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業費用	3,857,432千円	△ 158,564 千円	3,698,868千円
第1項 医業費用	3,717,059千円	△ 144,905 千円	3,572,154千円
第2項 医業外費用	84,565千円	△ 10,079 千円	74,486千円
第4項 すこやか訪問看護ステーション費用	55,806千円	△ 3,580 千円	52,226千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額245,188千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額16,412千円及び当年度分損益勘定留保資金228,776千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額259,686千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額11,648千円及び過年度分損益勘定留保資金248,038千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	196,604千円	△ 69,677 千円	126,927千円
第1項 補助金	1千円	△ 1 千円	0千円
第2項 繰入金	2千円	825 千円	827千円
第3項 寄付金	1千円	△ 1 千円	0千円
第4項 企業債	196,600千円	△ 70,500 千円	126,100千円

支 出

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	441,792千円	△ 55,179 千円	386,613千円
第1項 建設改良費	221,570千円	△ 52,419 千円	169,151千円
第3項 研修資金貸付金	5,640千円	△ 2,760 千円	2,880千円

(企業債)

第5条 予算第5条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額(千円)	起債の方法	利率	償還の方法	限度額(千円)	起債の方法	利率	償還の方法
医療器械購入	196,600	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式により借入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び民間資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金・地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、市及び病院財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	126,100	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第8条に定めた金額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 給与費	2,353,773千円	△ 107,102 千円	2,246,671千円

(他会計からの補助金)

第7条 予算第9条に定めた病院運営及び医療機器等施設整備のため他会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正する。

(1) 収益的収入	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
一般会計から	病児・病後児保育事業補助金 286千円	△ 286 千円	0千円
国民健康保険特別会計から	国民健康保険保健事業補助金 1千円	2,951 千円	2,952千円
(2) 資本的収入	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
国民健康保険特別会計から	国保診療施設整備補助金 2千円	825 千円	827千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 予算第10条に定めたたな卸資産購入限度額を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
たな卸資産購入限度額	557,691千円	△ 37,699 千円	519,992千円

令和2年2月25日提出

豊後大野市長 川野文敏